

令和7年度うちなーぐち普及継承事業(うちなーぐち講座・成果発表)
企画運営業務 受託者選定プロポーザル募集要領

はじめに

本受託者選定プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）への参加にあたっては、この募集要領及び別紙「令和7年度うちなーぐち普及継承事業(うちなーぐち講座・成果発表)企画運営業務委託仕様書」を熟読したうえで応募すること。

1 業務概要

(1) 業務名

「令和7年度うちなーぐち普及継承事業(うちなーぐち講座・成果発表)」企画運営業務

(2) 業務の目的

本県の貴重な伝統芸能文化は、独自の言語である「うちなーぐち」を基礎として発展してきたが、うちなーぐちを話せる人口は次第に減少しており、伝統文化を継承する取組みの中での課題の一つとなっている。本業務では、うちなーぐち講座や受講成果の発表を通じて、市民、特に30代以下の若い世代がうちなーぐちへ触れる場を増やし、その魅力と価値を再認識していただくことで、うちなーぐちの普及啓発と市民文化活動の活性化を図る。

(3) 業務内容

別紙「令和7年度うちなーぐち普及継承事業(うちなーぐち講座・成果発表)企画運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

2 見積上限額

2,032,486円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案上限額以下で見積もること。

※提案上限額は、企画提案のために提示した額であり、契約金額ではない。

3 プロポーザル方式の型式

「那覇市文化振興自主事業審査評価委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者を選定する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、本業務に関する高い知見を有する者で、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 沖縄県内に主たる事務所を有する法人等（法人格は必ずしも必要ではないが、個人での応募は不可とする。）であり、次の①から③について明記されている定款等を有していること。
 - ① 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ② 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - ③ 団体活動の本拠としての事務所を有すること
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 本市の指名停止措置を受けていない者
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き申立てがなされていない者
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者、かつ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと
- (6) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと
- (7) 銀行取引停止処分を受けていない者
- (8) 国税、県税及び本拠となる事務所所在地の市町村税を滞納していないこと

5 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

下記「6 提出書類」に定める書類一式

- (2) 受付期間

期間：令和 6 年 6 月 19 日(木) 午後 5 時まで

時間：午前 9 時～午後 5 時まで

※閉館日（6/16）は受付不可

- (3) 提出方法

事務局へ直接持参すること。

※提出先詳細については、「13 提出先及び問合せ先（事務局）」を確認すること。

※FAX・郵送による提出は不可とする。

※万が一書類に不備があった場合は、受付不可とすることがあるので、余裕をもって提出すること。

※提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。

- (4) その他

応募に係る一切の費用は、応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。

6 提出書類

- (1) 別紙「企画提案書等作成要領」に基づき、以下の書類を 3 部用意すること(原本 1 部、副本 2 部（写し可）)。

- ① プロポーザル参加表明書兼企画提案書等提出届 【様式1】
- ② 提案者概要書 【様式2】
- ③ 企画提案書（様式自由） ※7ページ以内
- ④ 業務スケジュール（様式自由） ※1ページ以内
- ⑤ 費用内訳書（様式自由） ※2ページ以内
- ⑥ 業務実施体制書（様式自由） ※2ページ以内
- ⑦ 関連業務実績報告書 【様式3】
- ⑧ 登記事項証明書等（会社・法人）（履歴事項全部証明書）

■法人での応募の場合

支店又は営業所で応募する場合において、登記事項証明書に支店等の登記がないときは、法人の登記事項証明書と併せて支店等所在地が確認できる書類（不動産賃貸借契約書の写し等）を提出すること。

■法人格をもたない団体での応募の場合

本募集要領中「4 参加資格要件（1）」に記載の各項目を満たす定款等及び団体活動の本拠としての事務所の所在地が確認できる書類（不動産賃貸借契約書の写し等）を提出すること。

- ⑨ 国税、沖縄県税及び本拠となる事務所所在地の市町村税についての納税証明書（滞納がないことがわかるもの）
- (2) 提出様式の押印欄には、代表者印を押印すること。
- (3) 証明書関係は、3ヵ月以内に発行されたものを提出すること（3部のうち1部は原本を添付すること）。
- (4) 提出書類一式は、A4ファイルへ綴じて提出すること。
- (5) (1) ②から⑥は、データをPDF化し、メールにて提出すること。
- (6) 募集要領や各種様式は、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

7 質疑応答等

企画提案書等の作成について質問がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。

- (1) 質問受付期間
令和7年6月9日(月) 午後5時まで
- (2) 提出書類
質問書【様式4】
- (3) 提出先
下記「17 提出先及び問合せ先」
- (4) 提出方法
FAX又は電子メールにて
※電話及び口頭による質疑は受け付けない。
- (5) 回答日及び回答方法
令和7年6月11日(水)に那覇市ホームページに掲載予定

8 二次審査までの流れ

提出書類により一次審査（資格審査）を実施し、二次審査の参加資格があると認められた者のみ審査委員会に諮る。一次審査（資格審査）結果及び、二次審査（プレゼンテーション審査）における連絡事項は、令和7年6月24日（火）までに通知する。

9 プレゼンテーション審査の実施

- (1) プレゼンテーション審査では、応募者の名称を伏せない。
- (2) 審査の順番は、提出書類の受付順とする。
- (3) 企画提案書の説明を15分間行い、その後、審査委員会からの質疑に対し応答する。
- (4) 1応募者につき、3名までの入室を認める。
- (5) 企画提案書の説明は、提出済みの同提案書の他、プロジェクターで投影するスライドショー（パワーポイント等）及び写真等による説明も可とするが、追加資料の配布は不可とする。また、内容は、同提案書の内容を逸脱しないように留意すること。
- (6) プロジェクター（VGA端子でアナログRGB ミニD-Sub15ピンのケーブルのみ使用可）及びスクリーンについては事務局で用意するが、ノートパソコンなどを使用する場合は応募者で用意すること。

10 審査項目及び審査基準

応募者の提案に対する評価項目及び評価内容は、概ね次のとおりとする。

項目	評価内容
全体構成	・委託業務の目的、内容を理解し、市民のうちな一ぐちに対する学習意欲を高め、継承・発展に繋がる企画となっているか。
企画内容	・仕様書の要件を満たした企画となっており、魅力的な提案となっているか。 ① 事業コンセプトについて ② 講座内容について ③ 成果発表内容について ④ 印刷物・広報について
	・現実的に、効率的かつ無理なく実現できる内容となっているか。
	・若い世代の参加を多く見込むことができ、本事業の事業目的を達成できるような内容となっているか。
実施体制及びスケジュール	・計画的で無理のない実施スケジュールとなっているか。 ・より効果的に誘客できるようなスケジュールとなっているか。
	・業務を適切かつ確実に遂行できる実施体制となっているか。 ・業務委託仕様書に定める全ての事項を遂行する能力があるか。

	・過去5年度以内に実施した本事業と同等の公演実績や、業務遂行にあたりそのノウハウやネットワークを活かし、確実かつ効率的に実施できるか。 ※8頁「過去の実績についての評価内容」を参照。
価格点	・業務提案書の見積額に応じ、以下のとおり加点する。 見積額が最も安価な者・・・・・・・・5点 見積額が2番目に安価な者・・・・4点 見積額が3番目に安価な者・・・・3点 見積額が4番目に安価な者・・・・2点 上記以外の者・・・・・・・・・・1点

11 優先交渉権者の選定

プレゼンテーション審査後に、審査委員会委員(以下「審査委員」という。)の採点により順位を決定し、以下の手順により優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。なお、審査委員会による審査は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じない。

- (1) 審査の結果、順位を第1位とした審査委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第1位とした審査委員の数が次に多い応募者を次点者に選定する。第3位以降の選定も同様とする。
- (2) 上記(1)において、順位を第1位とした審査委員が同数の応募者が2人以上ある場合は、当該の順位を第2位とした審査委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者として選定する。
- (3) (2)において、順位を第2位とした審査委員の数が同数の応募者が2人以上ある場合は、当該応募者の順位を第1位とした審査委員の当該応募者に係る採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (4) 上記(1)から(3)にかかわらず、各審査委員の評点の合計が満点の6割に満たない応募者は優先交渉権者として選定しない。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない者
- (2) 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した者
- (4) 募集要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた者
- (5) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した者

13 審査結果の通知・公表

審査の結果は、優先交渉権者の名称と応募総数等を、那覇市ホームページに掲載する。なお、審査結果に関する質問及び異議申立ては受け付けない。

14 契約締結に向けての協議

原則として、優先交渉権者と提案内容に基づき協議し、提案上限額の範囲内で契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次順位以降の者と協議し契約を締結する場合がある。

15 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、概ね次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
質問締切	令和7年6月9日（月）
参加表明・提出書類 受付締切	令和7年6月19日（木）
二次審査 （プレゼンテーション審査）	令和7年6月26日（木）
審査結果の発表	令和7年7月上旬
契約締結日（予定）	令和7年7月中旬
業務の履行期間	契約締結から令和8年2月28日（土）まで

16 その他

- （1）業務の再委託について、包括的な業務の再委託については認めない。個別の又は部分的な業務の再委託については、優先交渉権者に決定後、契約前に再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者がわかる書類を提出し、那覇市と調整を行うこと。
- （2）受託者が本業務を行うために必要な経費であって、本業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものとして計上する一般管理費は、見積額（ただし、見積額に再委託費を含む場合は、当該再委託費を除いた額）の10%以内とすること。

※再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者が直接実施できないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委任して行わせるために必要な経費のことであり、他の事業者に外注（請負契約）するための経費は含まない。

- （3）本件業務委託は令和7年度沖縄振興特別推進交付金を活用するものであり、当該交付

金の適正な執行を確認、検査するために、業務終了後5年間は事業の関係書類を保管し、必要書類の準備や説明等について積極的に協力すること。

例) 当該業務雇用者に係る出勤簿及び給与明細、賃金台帳、その他支払いに係る見積書、発注書、領収書、振込明細書など。

- (4) 本業務に係る委託料の支払いについては、事業全体の実績報告をもって、要した経費について領収書等の証憑書類を検査し、実際に支出した額を支払うものとする。
- (5) 本業務の実施にあたっては、労働基準法その他関係法令、条例及び規則等を遵守すること。特に業務にあたる者に対する賃金不払いや最低賃金以下での雇用がないようにしなければならない。
- (6) 本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。

17 提出先及び問合せ先

那覇市市民文化部文化振興課（那覇文化芸術劇場なは一と）

所在地 〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地三丁目26番27号

電話 098-861-7810

FAX 098-861-7870

メール kikaku-nahart@city.naha.lg.jp

(担当：小堀・長瀬)

過去の実績についての評価項目

関連業務実績報告書【様式3】に記載された事業より、以下項目毎に加点し、過去の実績として評価する。

なお、提出資料により確認可能な情報のみを評価の根拠とするため、該当事業については、5業務以内で契約書、仕様書、及びその他以下に掲げる項目が確認出来る資料の写し等を全て添付すること。

1 講座について

1-①講座回数

5回以上連続した講座を開催し、総合的に運営した実績があるか。

※「総合的な運営」とは講座の主催や会場設営、広報等に係る企画・運営等を全て含む業務をいう。

1-②講座内容

本県の文化に関連した講座を実施したことがあるか。

1-③受講生の確保

受講生を公募により選定した実績があるか。

2 成果発表等について

2-①受託形態

成果発表又は舞台公演等を単独で受託したことがあるか。

2-②会場又は施設等の規模

本成果発表と同規模かそれ以上の施設での成果発表又は舞台公演等の実績があるか。
(参考：なは一と小劇場 客席数 261 席)

※内容はうちな一ぐちには限らない。

※「成果発表又は舞台公演等」とは、公共又は民間の劇場ホール等における公開の発表会や公演等を指す。